

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 介護サービス事業所・施設等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供では想定されない、かかり増し経費に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所をいう。

2 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

3 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。

4 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。

5 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。

6 この要綱において「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱に基づき、介護サービス事業所・施設等が要した経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費、補助金の額については、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、補助事業終了後に、次表に掲げる書類を提出しなければならない。

補助金交付申請書 兼実績報告書	添付書類	提出期限
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	1 総括表（様式第2号） 2 事業所・施設別申請額一覧（様式第3号） 3 事業所・施設別個票（様式第4号） 4 収支決算（見込）書（様式第5号） 5 感染症発生から収束までの経緯（任意様式） 6 感染症対策を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙4） ※該当がある場合のみ ※別途定めた資料を添付 7 補助対象経費の積算内訳を確認できる書類（手当等の支給明細書、衛生用品の領収書等） ※別途定めた資料を添付	市が別途指定する期限

（補助金の交付決定及び条件）

第5条 前条の規定により申請があったときは、市長はこれを審査のうえ、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

2 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金の交付の対象となった経費について重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、第11条に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに市長に報告すること。

なお、補助金の交付決定を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この場合においては、仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（補助金の額の確定）

第6条 第4条第1項の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付額確定通知書により事業者へ通知する。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して

20日以内とする。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定による通知を受けた事業者は、請求書を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定があった後においても補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱、規則及び補助金交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 市長は、第1項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により事業者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金交付決定を取り消したときは、補助金返還命令書により事業者に補助金の全部又は一部の返還を命じる。

(財産の処分の制限)

第11条 第5条第2項第2号の処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

2021年(令和3年)7月21日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。

附則

2022年(令和4年)3月31日から施行し、2021年度(令和3年度)分の補助金から適用する。

附則

2022年(令和4年)7月25日から施行し、別表1の補助対象期間の適用は2022年(令和4年)4月1日からとし、別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)4月8日からとする。

附則

2022年(令和4年)9月30日から施行し、改正後の別紙3の2の⑥の適用は2022年(令和4年)10月1日からとする。

附則

2023年（令和5年）1月11日から施行し、改正後の別紙3の適用は2022年（令和4年）12月23日からとする。

附則

2023年（令和5年）9月15日から施行し、2023年度（令和5年度）分の補助金から適用する。

附則

2023年（令和5年）11月16日から施行し、改正後の別表1，別紙1及び別紙3-2の適用は2023年（令和5年）10月1日発生分の補助金から適用する。

附則

2024年（令和6年）3月4日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	<p>○ 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所，短期入所系サービス事業所，介護施設等</p> <p>③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①，②の場合を除く。）</p> <p>④ 病床ひっ迫等により，やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等（上記①～④については，福祉用具貸与事業所を除く。）</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所</p> <p>(ア) ①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）であって，当該事業所の職員により，居宅で生活している利用者に対して，利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で，居宅を訪問し，個別サービス計画の内容を踏まえ，できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり，休業を行った場合であって，感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感</p>
--------	---

	<p>染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等に限る。））</p> <p>(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（次のいずれかに該当の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等</p> <p>① (ア)の①に該当する介護サービス事業所・施設等</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所</p>
対象経費	<p>○ 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業</p> <p>(1) 補助対象事業 (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用，割増賃金・手当（2023年（令和5年）10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち，新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については，職員一人につき，日額による支給の場合には1日当たり4千円を補助上限とし，1月当たり2万円を限度額とする。また，月額又は時給による支給の場合には1月当たり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。），職業紹介料，損害賠償保険の加入費用，帰宅困難職員の宿泊費，連携機関との連携に係る旅費，一定の要件に該当する自費検査費用（別紙2のとおり。（介護施設等に限る。））</p> <p>② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用，割増賃金・手当，職業紹介料，損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③ 介護サービス事業所・施設等の消毒，清掃費用</p> <p>④ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保（使用料），ヘルパー同行指導への謝金，代替場所や利用者宅への旅費，訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用，通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）</p> <p>※なお，②，⑥については，代替サービス提供期間の分に限る。</p> <p>(2) 補助対象事業 (ア) ③に該当する事業所・施設等</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>一定の要件に該当する自費検査費用（別紙2のとおり。（介護施設等に限る。））</p> <p>(3) 補助対象事業 (ア) ④に該当する高齢者施設等</p>

	<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用，職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（2023年（令和5年）5月7日までは別紙3のとおり，2023年（令和5年）5月8日以降は別紙3-2のとおり。（高齢者施設等に限る。））</p> <p>(4) 補助対象事業（イ）に該当する事業所・施設等</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>⑦ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用，割増賃金・手当，職業紹介料，損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>⑧ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料），ヘルパー同行指導への謝金，代替場所や利用者宅への旅費，訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用，通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）</p> <p>※なお，⑦，⑧については，代替サービス提供期間の分に限る。</p> <p>(5) 補助対象事業（ウ）に該当する事業所・施設等</p> <p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための，緊急雇用にかかる費用，割増賃金・手当，職業紹介料，損害賠償保険の加入費用，職員派遣に係る旅費・宿泊費
補助金の額	<p>事業所・施設等ごとに，別紙1に掲げる基準単価と対象経費の実支出額（施設内療養に要する費用を含む。）とを比較して，少ない方の額を助成額とする。</p> <p>なお，助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。</p> <p>1事業所・施設等につき，補助対象事業（ア），（イ）及び（ウ）それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>なお，補助対象事業（ア）及び（ウ）の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については，施設内療養に要する費用を含めて個別協議を実施し，市長が特に必要と認める場合に限り，基準単価を上乗せすることができる。</p> <p>介護報酬及び国，県又は市の補助金等で措置されているものは，本事業の対象としない。</p>
補助対象期間	<p>2023年（令和5年）4月1日 <u>から2024年（令和6年）3月31日まで</u>に発生した経費</p>